

# 大分県報

令和五年

第三九四号

三月二十四日

（金曜日）

## 目次

規則	大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	一
告示	私立学校法施行細則の一部改正	一
告示	県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	二
	土地改良法による換地処分	二
	道路区域の変更	二
	道路の供用開始	三
	中津都市計画道路の変更に関する公聴会の開催	三
	大分都市計画道路の変更	四
	竹田都市計画道路の変更	四
公告	競争入札参加者の資格に関する公示	四
	一般競争入札の実施	五
	都市計画図書の縦覧	八
監査公表	監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）	八
	監査結果に関する公表（臨時監査）	一四
規則	大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

令和五年三月二十四日

大分県規則第七号

### 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）にあつては、行政コスト計算書の作成を要しない。

第十条第二項第一号に次のように加える。

へ 内部統制の運用に関する情報

第十条第二項第四号口を同号ニとし、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 中期目標、中期計画及び年度計画

ロ 業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策

第十一条第二号中「法第六十八条第一項に規定する」及び「（以下「公立大学法人」という。）」を削る。

附則第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

#### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第八号

### 私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和四十九年大分県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号を削る。

令和五年三月二十四日

大分県報（規則）

第十六条中「第一条第二項」を「第二条第二項」に改める。

第一号様式中「㉔」を削り、「3類等」を「3類等」に、「一人」を「一人」に改める。

第五号様式中「㉔」を削る。

第六号様式中「㉔」を削り、「受けたので」を「受けたので、」に改め、同様式の添付書類1中「理由書」を「寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類」に改め、同様式の添付書類中2を削り、「3を」とし、「4を」とし、「5を4とする。」

第七号様式中「㉔」を削る。

第八号様式中「㉔」を削り、「規定により、」の次に「関係書類を添えて」を加え、

「3 登記事項」を「3 添付書類  
学校法人の法人登記事項証明書」に改める。

第九号様式中「㉔」を削り、「3類等」を「3類等」に、「一人」を「一人」に改める。

第十号様式中「㉔」を削る。

「学校法人  
清算人住所」を「学校法人名  
清算人の住所」に改め、「㉔」を削り、「規定により、」の次に「関係書類を添えて」を加え、「登記事項」を「添付書類  
学校法人の法人登記事項証明書」に改める。

第十二号様式中「㉔」を削り、同様式の添付書類13を添付書類14とし、添付書類12中「学校法人」の次に「又は準学校法人」を加え、添付書類中12を13とし、4から11までを5から12までとし、添付書類3の(2)中「3類等」を「3類等」に、「一人」を「一人」に改め、添付書類中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類  
第十三号様式から第二十号様式までの規定中「㉔」を削る。

第二十一号様式を次のように改める。

**第21号様式 削除**

第二十二号様式から第二十四号様式までの規定中「㉔」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

**大分県告示第百三十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市南宇佐千百三十二番地の森茂ほか八人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年三月二十四日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営水田畑地化推進基盤整備事業（区画整理）	伏田地区	令五・三・二四から 令五・四・一四まで	宇佐市役所

**大分県告示第百三十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業高源寺地区田原工区の換地処分をした。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県告示第百三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備置いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
			大分県知事 広 瀬 勝 貞	
			メートル	メートル



三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和五年四月二十日 午後七時から

開催場所 中津市役所 四階 研修室

四 閲覧期間

令和五年三月二十七日から

令和五年四月十日まで

五 公述申出期限

令和五年四月十日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

中津市豊田町十四番地三 中津市建設部まちづくり推進課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名 称

起 点

終 点

変更の概要

三・四・三五号  
鶴崎駅前松岡線

大分市大字鶴崎字浜  
屋敷

大分市大字松岡字野  
末

終点の変更  
延長の増  
一部区域の変更  
一部線形の変更

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画道路を変更した。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

三・五・七号  
玉来吉田線

竹田市大字玉来字玉  
来

竹田市大字吉田字横  
枕

一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

豊の国ハイパーネットワーク機器及び庁内ネットワーク基幹機器等一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇・八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七・五〇六・二九五六・〇九七・五〇六・二九五七

3 申請の時期

令和五年三月二十四日から同年四月十四日までとする。  
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和六年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所  
三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>  
入札参加資格の取消し等

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合  
2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。  
令和五年3月24日

<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び数量 豊の国ハイパーネットワーク機器及び市内ネットワーク基幹機器等一式</p> <p>(2) 納入期限 令和5年10月31日（火）</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>(4) 契約期間 令和5年11月1日から令和12年10月31日までの長期継続契約とする。</p> <p>ただし、納入期限以前に納品された場合は、納入日から納入期限までの間は試験利用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870 - 8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班（県庁舎本館2階） 電話番号 097 - 506 - 2062</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時 大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）上に令和5年5月8日（月）午前10時00分まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>4 物品等電子入札システムの利用 本件入札は、物品等電子入札システムで入札の手続を行う。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に電子入札システムの利用が困難な場合は紙入札での参加を認める。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>大分県入札システム運用基準掲載ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/buppinoutodennsinnyuusatu.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/buppinoutodennsinnyuusatu.html</a></p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、（1）から（10）までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p>
--	---

<p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して</p> <p>(10) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年3月24日(金)から同年4月14日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時00分から午後5時00分まで</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965・097-506-2957</p> <p>8 入札説明書の交付の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 2に同じ。</p> <p>(2) 日時 令和5年3月24日(金)から同年5月8日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで(5月8日は午前10時00分まで)</p> <p>9 入札参加条件</p> <p>(1) 機能等証明書(入札説明書に添付)を、2に掲げる担当部に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者であること。 機能証明書提出期限 令和5年4月13日(木)午前10時00分(紙で郵送する場合は必ず着とする。)</p> <p>(2) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に電子入札システムの利用者登録が困難な場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す様式第5号を提出し、その承認を得た者であること。 入札参加申請期限 令和5年4月21日(金)午後5時00分(紙で郵送する場合は必ず着とする。)</p>	<p>とする。)</p> <p>10 入札の方法 物品等電子入札システムにより入札する場合は、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に電子入札システムの利用者登録が困難な場合は紙入札での参加を認める。紙入札の場合は、2の場所へ次の期間に入札書を持参又は郵送するものとする。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。 期間 自 令和5年4月24日(月) 至 令和5年5月8日(月)午前9時00分(紙で郵送する場合は必ず着とする。)</p> <p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和5年5月8日(月)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大分県総務部電子自治体推進室(県庁舎本館2階)</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これら全てを誠実に履行したものであること。その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないと</p>
---	--

きは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。

16 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、物品等電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

17 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除できるものとする。

18 Summary

- (1) The name of contract matter  
One set of Toyonokuni Hyper Network Equipments and General Information Network Mission-critical Equipments
- (2) Time Limit for Tender  
5:00 PM on 2 May, 2023
- (3) Contact Point for the Notice  
Government System Electrization Office,  
General Affairs Department,  
Oita Prefectural Government Office  
3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan  
TEL 097-506-2062

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
一 都市計画の種類及び名称

中津都市計画下水道 中津公共下水道（中津市決定）

一 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○監査公表

監査委員公表第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき提出したその報告に添える意見を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野 恭	子 豊
大分県監査委員	篤 海	史
大分県監査委員	戸 高 賢	史

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

- (1) 令和3年度における財務に関する事務の執行
- (2) 前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和4年6月22日から令和5年1月26日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	46
教育庁及び教育機関	69
警察本部	16
合 計	131



<p>なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。</p> <p>3 監査の主眼 財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。</p> <p>第2 監査の結果 監査を実施した131機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり29機関において、7件の指摘事項及び25件の注意事項があった。 その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの ② 故意又は重大な過失が認められるもの ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの ② 過失が認められるもの ③ 事務処理等が適正を欠くもの ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項</p>	<p>南部保健所</p> <p>収入事務について、令和元年度の監査において指摘されたにもかかわらず、処置票領収書を表紙から切り離して使用し、使用中及び使用済み領収書には交付日及び使用者職氏名などを記入せず、現金出納表には1日分の受入れ及び払出しをまとめて記入するなど、依然として不適正な現金出納事務が認められた。</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>農林水産研究指導センター農業研究部</p> <p>農林水産研究指導センター水産研究部</p> <p>農林水産研究指導センター水産研究部</p> <p>(教育庁及び教育機関)</p> <p>爽風館高等学校</p> <p>中津北高等学校</p> <p>竹田支援学校</p>	<p>農林水産研究指導センター農業研究部ビニールハウス設置等工事について、最低制限価格の設定が必要な建設工事であるにもかかわらず、最低制限価格を設定せず入札執行している事例が認められた。</p> <p>調査船さざなみの代船貸借に係る契約事務について、事業実施内容及び一般競争入札の公告で示した貸借期間を入札後、契約書作成の段階で開始日を6か月延期するなど、一般競争入札に付した業務内容を変更して契約を締結している事例が認められた。</p> <p>建築物環境衛生管理委託業務の産業廃棄物処理業務について、契約書に定めた再委託手続を行っていないことが、廃棄物関係法令に定められた産業廃棄物の種類・数量、運搬の最終目的地の所在地等が契約書に記載されていないことが認められた。</p> <p>資金前渡口座での口座引落しで支払う電話料について、支払事務を失念したので資金前渡で納付書払とすることとしたが、手続を誤り再度支払いが滞り、当該資金前渡資金を返納しないまま、別途現金での支払いを行っていた事例が認められた。</p> <p>竹田支援学校発電機更新工事の最低制限価格について、「最低制限価格の運用及び事務処理について」の一部改正通知を見落とし、従前の算定式で計算し算定に誤りが認められた。</p>
<p>2 注意事項</p> <p>監査対象機関</p> <p>(知事部局・福祉保健部)</p> <p>中部保健所由布保健部</p>	<p>監査結果</p> <p>(知事部局・総務部)</p> <p>総務事務センター</p> <p>支給済みの扶養手当について、令和3年5月に遡って資格の喪失認定を行ったため、返納処理が必要となつたにもかかわらず、過年</p>

		度分については未だ返納処理が行われていない事例が認められた。	
(知事部局・福祉保健部)		(教育庁及び教育機関)	
東部保健所		大分教育事務所	会計年度任用職員の通勤費用について、回数券販売終了後、日額の改定を行わず過小に支給している事例が認められた。
中部保健所		大分県立図書館	行政財産目的外使用許可について、許可面積の算定を誤ったことなどにより、使用料及び庁舎等管理費を過大に徴収していた事例が認められた。
西部保健所		別府鶴見丘高等学校	高速道路を利用して通勤していた職員の通勤手当について、当該職員が月の中で転居したことにより、それ以降高速道路を利用しなくなった場合に、当該月の通勤手当に係る特別料金等加算額を誤っていた事例が確認された。
(知事部局・生活環境部)		大分舞鶴高等学校	第一グラウンド駐輪場塗装工事と教室北側駐輪場塗装工事について、同種工事で予算合達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
動物愛護センター		大分雄城台高等学校	第二グラウンド外柵フェンス改修工事について、予定価格が250万円を超えているにもかかわらず、随意契約とした事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)		情報科学高等学校	南自転車置き場塗装他工事、南駐輪場仕上げ工事、北自転車置き場塗装他工事、北側駐輪場仕上げ工事について、同種工事で予算合達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
観光局観光政策課		佐伯豊南高等学校	3Dスキヤナ操作用パソコンを紛失していた事例が認められた。
大分県立工科短期大学		玖珠美山高等学校	給与の支給について、給与総額から口座振替手数料を控除した金額を本人口座への振込により支払ったため、賃金の全額払いとなっていない事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)		宇佐産業科学高等学校	駐輪場屋根・鉄部外塗装改修工事と渡り廊下鉄部外塗装改修工事について、同種工事で予算合達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
農林水産研究指導センター水産研究部		臼杵支援学校	駐輪場塗装工事と渡廊下塗装工事について、同種工事で予算合達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
玖珠家畜保健衛生所			消火埋設管敷設替工事について、建設工事請負契約書に完成通知



令和五年三月二十四日

大分県報（監査公表）

111

竹工芸訓練センター	令和4年12月1日、令和5年1月24日	佐伯教育事務所	令和4年9月15日から9月16日
(知事部局・農林水産部)			
農林水産研究指導センター	令和4年12月8日から12月9日	竹田教育事務所	令和4年9月6日から9月7日、 令和4年10月21日
農林水産研究指導センター 農業研究部	令和4年12月8日から12月9日	日田教育事務所	令和4年9月26日から9月27日
農林水産研究指導センター 農業研究部 水田農業グループ	令和4年9月9日、令和4年10月25日	教育センター	令和4年11月17日、令和4年12月19日
農林水産研究指導センター 農業研究部 果樹グループ	令和4年10月5日	くじゅうアグリ創生塾	令和4年10月12日、令和4年11月7日
農林水産研究指導センター 農業研究部 花きグループ	令和4年10月5日	大分県立図書館	令和4年12月20日
農林水産研究指導センター 畜産研究部	令和4年12月21日	香々地青少年の家	令和4年10月11日、令和4年11月22日
農林水産研究指導センター 林業研究部	令和4年9月29日	九重青少年の家	令和4年10月11日
農林水産研究指導センター 水産研究部	令和4年11月16日	歴史博物館	令和4年11月17日
農林水産研究指導センター 水産研究部 北部水産グループ	令和4年9月21日、令和4年11月2日	先哲史料館	令和4年12月20日
大分県立農業大学校	令和4年12月8日	埋蔵文化財センター	令和4年11月29日
大分家畜保健衛生所	令和4年9月9日、令和4年10月19日	高田高等学校	令和4年10月21日、令和4年11月22日
豊後大野家畜保健衛生所	令和4年9月20日、令和4年10月19日	国東高等学校	令和4年11月16日
玖珠家畜保健衛生所	令和4年12月21日	杵築高等学校	令和4年12月6日
宇佐家畜保健衛生所	令和4年9月30日、令和4年10月31日	日出総合高等学校	令和4年10月4日、令和4年11月2日
(知事部局・土木建築部)		別府鶴見丘高等学校	令和4年11月30日
玉来ダム建設事務所	令和4年9月6日、令和4年10月21日	別府翔青高等学校	令和4年11月30日
(教育庁及び教育機関)		大分上野丘高等学校	令和4年10月26日、令和4年12月21日
中津教育事務所	令和4年9月1日から9月2日、 令和4年10月20日	大分舞鶴高等学校	令和4年10月26日、令和4年12月15日
別府教育事務所	令和4年9月15日から9月16日	大分雄城台高等学校	令和4年10月26日、令和5年1月10日
大分教育事務所	令和4年9月14日から9月16日、 令和4年12月19日	大分南高等学校	令和4年11月10日、令和4年12月15日
		大分豊府高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月15日
		大分工業高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月19日

大分商業高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月13日	宇佐高等学校	令和4年10月14日、令和4年11月14日
芸術緑丘高等学校	令和4年11月1日、令和4年12月13日	宇佐産業科学高等学校	令和4年9月21日、令和4年10月25日
大分西高等学校	令和4年11月1日、令和4年12月13日	安心院高等学校	令和4年10月17日
爽風館高等学校	令和4年12月7日	盲学校	令和4年11月25日
大分鶴崎高等学校	令和4年11月2日、令和5年1月11日	豊学校	令和4年11月29日
鶴崎工業高等学校	令和4年11月2日、令和5年1月11日	さくらの杜高等支援学校	令和4年12月22日、令和5年1月17日
情報科学高等学校	令和4年11月9日、令和4年12月21日	日出支援学校	令和4年10月4日
大分東高等学校	令和4年12月15日、令和5年1月11日	宇佐支援学校	令和4年10月14日、令和4年11月14日
由布高等学校	令和4年11月21日	中津支援学校	令和4年10月20日、令和4年12月1日
臼杵高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月11日	由布支援学校	令和4年11月21日
海洋科学高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月11日	別府支援学校	令和4年12月20日、令和5年1月24日
津久見高等学校	令和4年9月20日、令和4年11月11日	南石垣支援学校	令和4年12月13日
佐伯鶴城高等学校	令和4年11月9日	新生支援学校	令和4年12月6日
佐伯豊南高等学校	令和4年11月10日	大分支援学校	令和4年12月15日、令和5年1月11日
三重総合高等学校	令和4年12月2日、令和5年1月26日	臼杵支援学校	令和5年1月6日
竹田高等学校	令和4年10月18日、令和5年1月12日	佐伯支援学校	令和4年11月8日
久住高原農業高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月7日	竹田支援学校	令和4年10月18日、令和5年1月12日
玖珠美山高等学校	令和4年9月29日、令和4年11月7日	日田支援学校	令和4年10月7日
日田高等学校	令和4年10月6日、令和4年11月7日	大分豊府中学校	令和4年10月27日、令和4年12月15日
日田三隈高等学校	令和4年10月6日	(警察本部)	
日田林工高等学校	令和4年10月7日	警察学校	令和4年11月8日、令和4年12月20日
中津南高等学校	令和4年10月19日、令和4年12月16日	大分中央警察署	令和4年12月1日、令和5年1月17日
中津東高等学校	令和4年12月14日、令和5年1月19日	大分東警察署	令和4年12月2日
中津北高等学校	令和4年10月19日、令和4年12月16日	大分南警察署	令和4年11月11日、令和4年12月20日

令和五年三月二十四日

大分県警 (監査公表)

別府警察署	令和4年12月13日
杵築日出警察署	令和4年12月22日
国東警察署	令和4年11月15日
豊後高田警察署	令和4年10月21日、令和4年12月1日
宇佐警察署	令和4年9月30日、令和4年10月31日
中津警察署	令和4年10月25日
玖珠警察署	令和4年9月29日
日田警察署	令和4年9月27日
竹田警察署	令和4年10月17日、令和4年11月7日
豊後大野警察署	令和5年1月6日、令和5年1月26日
佐伯警察署	令和4年11月18日、令和5年1月20日
臼杵津久見警察署	令和4年12月9日、令和5年1月20日
第3 監査意見	
1 定期監査の重点項目	令和4年度の定期監査では「補助金の額の確定手続」と「県有財産の使用許可及び貸付事務」を重点項目として実施した。 「補助金の額の確定手続」では、おおむね適正な事務手続が行われていたが、収入を補助対象経費から控除していない事例、補助対象経費の算定誤りの事例等が見受けられた。 「県有財産の使用許可及び貸付事務」では、取扱要領に計算方法が明示されていない事例、規則や要領等の理解が不十分といった事例等が見受けられた。
2 財務に関する事務の執行	重点項目以外では、現金出納事務について過去に監査で指摘を受けた事項が改善されていないなかった事例、要綱要領等の解釈の誤りや必要な手続を認識していなかった事例等が確認された。
3 まとめ	今年度の監査では、全体として財務事務を執行する上で、職員の知識や経験不足とそれを補うべき組織的な対応の不十分さが原因による事務処理の誤りが目立った。

職員の知識や経験不足については、手順書やマニュアルなどで業務を可視化し、更新を適宜行うことにより業務の適正化を確保することが必要である。  
また、人事異動時に新任職員など後任者への引継書として活用することで、適正な会計処理につなげていくことが考えられる。  
さらに、ある所属で発生したリスクは、同様の事務を行う他の所属でも生じる可能性があることから、事務を所掌する主管課は当該リスクに関する情報を共有化するとともに、リスクの発生を未然に防止する措置を講じることが必要である。  
最後に、現場の工夫で業務の経済性や効率性、有効性を考慮した業務遂行に努めるとともに、先進事例があれば、部局横断的に実施することにより、県庁全体の組織的対応の向上を期待する。

~~~~~  
**監査委員公表第702号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通  
大分県監査委員 長 野 恭 子  
大分県監査委員 篤 海 豊  
大分県監査委員 戸 高 賢 史

第1 監査の概要  
この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象  
監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施  
知事部局及び教育庁について、令和4年10月20日から令和5年2月15日までの期間において実施した。

|      |         |
|------|---------|
|      | 監査対象機関数 |
| 知事部局 | 7       |
| 教育庁  | 1       |

| 合計                                                                                                                                | 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。</p> <p>3 監査の主眼<br/>旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。</p> | <p>第2 監査の結果<br/>監査を実施した8機関の財務に関する事務の執行について、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項<br/>なし</p> <p>2 注意事項<br/>なし</p> <p>3 監査の執行状況<br/>監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>佐伯土木事務所 令和4年10月20日</p> <p>日田県税事務所 令和4年10月24日</p> <p>大分県税事務所 令和4年11月22日</p> <p>消費生活・男女共同参画プラザ 令和4年11月24日</p> <p>豊後高田土木事務所 令和4年12月14日</p> <p>豊後大野土木事務所 令和4年12月16日</p> <p>竹田土木事務所 令和4年12月19日</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(1) 指摘事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項<br/>なし</p> <p>2 注意事項<br/>なし</p> <p>3 監査の執行状況<br/>監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p> | <p>(教育庁)</p> <p>教育財務課 令和5年2月15日</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項<br/>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項<br/>なし</p> <p>2 注意事項<br/>なし</p> <p>3 監査の執行状況<br/>監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p> |

令和五年三月二十四日

大分県報（監査公表）